○奈良市音声館条例施行規則

平成７年３月30日規則第18号

改正

平成８年３月28日規則第５号

平成９年２月28日規則第２号

平成９年３月31日規則第28号

平成16年３月31日規則第24号

平成18年１月10日規則第２号

平成19年３月30日規則第41号

平成24年３月30日規則第36号

令和２年10月30日規則第59号

令和４年11月25日規則第57号

奈良市音声館条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、奈良市音声館条例（平成６年奈良市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第２条及び第３条　削除

（使用の承認等の申請）

第４条　条例第４条第１項の規定により館の使用承認を受けようとする者は、奈良市音声館使用承認申請書（別記第１号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

２　前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（１）　ホールを使用する場合

使用しようとする日（引き続き２日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の初日前３箇月に当たる日から使用日前５日に当たる日（本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日の前日）までの間

（２）　プレイルーム、個人レッスン室、会議室又は和室を使用する場合

使用日の属する月の初日前１箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、ホールと併せて使用する場合は、前号の期間

３　使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合（次に掲げる場合に限る。）は、奈良市

音声館使用変更承認申請書（別記第２号様式）に次条第１項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第２号及び第６号から第９号までに掲げる変更の申請は、前項に定める期間内に行わなければならない。

（１） 使用内容の変更

（２） 前項第１号に掲げる施設の使用の追加

（３） 前項第２号に掲げる施設の使用の追加

（４） 冷暖房の使用の追加

（５） 附属設備の使用の追加

（６） 使用日の追加

（７） 使用時間区分の追加

（８） 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更

（９） 準備、後片付け又は本番に伴う練習のための使用から通常の使用への変更

（使用承認書の交付等）

第５条 指定管理者は、館の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市音声館使用承認書（別記第３号様式。以下「承認書」という。）又は奈良市音声館使用変更承認書（別記第４号様式。以下「変更承認書」という。）に承認印（別記第４号様式の２）を押して申請者に交付するものとする。

２ 使用者は、館の使用に当たっては、承認書及び変更承認書（変更承認書の交付を受けた者に限る。以下同じ。）を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

（使用期間）

第６条 条例別表に規定する施設及び別表に規定する附属設備（以下「施設等」という。）の使用期間は、引き続き３日を超えることはできない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

（使用時間の延長）

第７条 使用者は、やむを得ない理由により、当該承認に係る使用時間を超えて施設等を使用する必要がある場合は、あらかじめ奈良市音声館使用変更承認申請書により指定管理者の承認を受けなければならない。

（使用の取消し）

第８条 使用者は、施設等の使用を取り消そうとする場合は、奈良市音声館使用取消届（別記第５号様式。以下「使用取消届」という。）に承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（附属設備の使用料）

第９条　条例別表の２の規定による規則で定める附属設備について当該規則に定める額は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

第10条　使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

（１）　第４条第２項第２号に規定する施設若しくは冷暖房及び附属設備の追加使用の承認又は第７条の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合　使用の日

（２）　国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合　使用の日後１箇月に当たる日

２　前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印（別記第５号様式の２）を押すものとする。

（使用料の減免）

第11条　条例第８条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市音声（おんじょう）館使用料減免申請書（別記第６号様式）に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を決定した場合は、奈良市音声（おんじょう）館使用料減免決定通知書（別記第７号様式）を交付するものとする。

（使用料の還付）

第12条　条例第９条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　条例第６条第１項第３号又は第４号に該当し、使用することができなくなった場合　100分の100

（２）　ホールの使用料については、使用者から使用日前15日までに使用取消届があった場合　100分の50

（３）　プレイルーム、個人レッスン室、会議室及び和室の使用料については、使用者から使用日前３日までに使用取消届があった場合　100分の50

（４）　冷暖房施設の使用料については、使用者からホールの使用日前３日までに使用取消届があった場合　100分の100

（５）　附属設備の使用料については、使用者から条例別表に規定する施設の使用日前３日までに

これらの使用取消届があった場合　100分の100

2　使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、奈良市音声館使用料還付申請書（別記第８号様式）に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。

3　市長は、前項の規定による申請を決定した場合は、奈良市音声館使用料還付決定通知書（別記第９号様式）を交付するものとする。

（補則）

第13条　この規則に定めるもののほか、館の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、既に旧奈良市音声館条例施行規則（平成６年奈良市教育委員会規則第７号）の規定に基づき行われた申請その他の行為は、この規則の相当規定に基づき行われたものとみなす。

附　則（平成８年３月28日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年２月28日規則第２号）

（施行期日）

1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則（平成９年３月31日規則第28号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第24号）

（施行期日）

1　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第２条の規定による改正後のなら100年会館条例施行規則第12条第１項の規定は、この規則の施行の日以後の使用承認に係る使用料の還付について適用し、同日前の使用許可にかかる使用料の

還付については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則（平成18年１月10日規則第２号）

（施行期日）

1　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則（平成19年３月30日規則第41号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第36号）

（施行期日）

1　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則（令和２年10月30日規則第59号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（令和４年11月25日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第６条・第９条関係）

区分	附属設備の名称	単位	１回当たりの使用料（単位・円）
舞	譜面台（指揮者用）	１台	100

台設備	譜面台（奏者用）	1台	50
	演台	1式	500
	司会者台	1卓	200
	折りたたみ椅子	1脚	50
	折りたたみ机	1卓	200
	ホワイトボード	1台	200
	めくり台	1台	50
	毛せん	1枚	200
	上敷ござ	1枚	100
	金屏風	1双	1,000
	国旗・市旗	1枚	100
	高座用座布団	1枚	100
照明設備	ボーダーライト	1列	500
	アッパーホリゾントライト	1列	500
	スポットライト（0.5KW）	1台	100
音響設備	ワイヤレスマイク(ハンドタイプ)	1チャンネル	1,500
	ワイヤレスマイク(ピンタイプ)	1チャンネル	1,500
	ダイナミックマイク	1個	200
	マイクスタンド（卓上型）	1本	100
	マイクスタンド（床上型）	1本	200
	マイクスタンド（ブーム型）	1本	300
	ＣＤプレーヤー	1台	500
	テープレコーダー	1台	250
	はね返りスピーカー	1式	500
その他の	コンサートグランドピアノ	1台	8,000
	アップライトピアノ	1台	2,000
	スライドプロジェクター	1台	700

設 備			

備考

1　「１回当たりの使用料」の１回とは、条例別表の１に定める午前、午後、夜間の使用区分をいう。

2　この表の使用料には、カラーフィルター、カーボン等の消耗器材費及びピアノ調律等の特別に必要な人件費は含まない。

別記

第１号様式（第４条関係）

奈良市音声館使用承認申請書

受付　第　　号
年　月　日

（宛先）指定管理者

使用者　住　所
団体名
氏名又は
代表者名
電話　（　）

次のとおり奈良市音声館の使用承認を受けたいので申請します。

使用目的			入場予定人員　人
使用内容			
使用日時	年　月　日（　曜日）　時から 年　月　日（　曜日）　時まで 開場　時　分　開演　時　分　終演　時　分	使用施設・設備	使用料(円)
		ホール	
		プレイルーム1	
使用責任者	住所	プレイルーム2	
	氏名	個人レッスン室1	
		個人レッスン室2	
	電話	個人レッスン室3	
		会議室1	
申請内容	普通使用　・　減免使用	会議室2	
入場方法	指定席・自由席・整理券・会員券・ 招待券・当日券売・その他（　）	和室1	
		和室2	
入場料等徴収の有無	1　入場料等を徴収しない。 2　入場料等を徴収する。（　）	冷房・暖房	
承認条件		附属設備 (別紙明細書のとおり)	
		合計	
特記事項			

注意事項

1　太線内のみ記入してください。
2　該当事項には、○を付けてください。
3　附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。
4　入場料等を徴収する場合は、（　）内にその内容を具体的に記入してください。
5　ホールに特別の設備をする場合は、特記事項欄に記入してください。

承認番号　第　　号
年　月　日

第２号様式（第４条・第７条関係）

奈良市音（おんじょう） 声館使用変更承認申請書

受付　第　　号

年　　月　　日

（宛先）指定管理者

使用者　団 体 名

氏名又は
代表者名

次のとおり奈良市音（おんじょう） 声館の使用変更承認を受けたいので申請します。

変　更　事　項	
使用承認の年月日 及 び 承 認 番 号	年　　月　　日 ・ 第　　号
使　　用　　料	円

注意事項

1　太線内のみ記入してください。

2　使用承認書を添付してください。

承認番号　第　　号
年　　月　　日

第３号様式（第５条、第８条、第10条―第12条関係）

奈良市音声館使用承認書

使用者　住　所
団体名
氏名又は
代表者名　　様
電話　（　）

使用目的									入場予定人員　人	
使用内容										
使用日時	年　月　日（　曜日）　時から 年　月　日（　曜日）　時まで						使用施設・設備		使用料(円)	
	開場	時　分	開演	時　分	終演	時　分		ホール		
								プレイルーム１		
使用責任者	住所							プレイルーム２		
	氏名							個人レッスン室１		
	電話							個人レッスン室２		
								個人レッスン室３		
申請内容	普通使用　・　減免使用							会議室１		
								会議室２		
入場方法	指定席・自由席・整理券・会員券・ 招待券・当日券売・その他（　）							和室１		
								和室２		
入場料等徴収の有無	１　入場料等を徴収しない。 ２　入場料等を徴収する。（　）							冷房・暖房		
承認条件								附属設備 （別紙明細書のとおり）		
								合計		
特記事項										

上記のとおり奈良市音声館の使用を承認します。

承認印	領収印	承認番号　第　号
		年　月　日

第４号様式（第５条、第10条―第12条関係）

奈良市音声館使用変更承認書

使用者　団体名

氏名又は
代表者名　　様

変更事項	
使用承認の年月日及び承認番号	年　月　日・第　号
使用料	円

上記のとおり奈良市音声館の使用変更を承認します。

承認印	領収印	承認番号　第　号
		年　月　日

第４号様式の２（第５条関係）

第５号様式（第８条・第12条関係）

奈良市音声館使用取消届

受付　第　　号
年　月　日

（宛先）指定管理者

住　所
使用者　団体名
氏名又は
代表者名
電話　（　）

次のとおり奈良市音声館の使用を取り消したいので届出します。

使用承認の年月日及び承認番号	年　月　日・第　号
使用取消しの理由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

第５号様式の２（第10条関係）

第６号様式（第11条関係）

奈良市音声（おんじょう）館使用料減免申請書

受付　第　　号
年　　月　　日

（宛先）奈良市長

住　　所
使用者　団 体 名
氏名又は
代表者名
電話　　（　　）

奈良市音声（おんじょう）館条例施行規則第11条の規定に基づき、次のとおり使用料の減免を申請します。

使　用　目　的	
使　用　内　容	
使　用　日　時	年　月　日　　年　月　日 午前・午後　時　分から　午前・午後　時　分まで
主　催　者	
使用承認の年月日及び承認番号	年　月　日　・　第　号
減 免 の 理 由	

注意事項

使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

第７号様式（第11条関係）

奈良市音声（ねんじょう）館使用料減免決定通知書

住　　所

使用者　団 体 名

氏名又は
代表者名　　様

電話　　（　　）

使　用　目　的	
使　用　内　容	
使　用　日　時	年　月　日　　年　月　日 午前・午後　時　分から　午前・午後　時　分まで
主　催　者	
使用承認の年月日及び承認番号	年　月　日・第　号
減 免 の 理 由	

奈良市音声（ねんじょう）館使用料の減免については、奈良市音声（ねんじょう）館条例第８条の規定に基づき免　除（割減額）することを決定しました。

通知　第　号
年　月　日

奈良市長　　印

第８号様式（第12条関係）

奈良市音声館使用料還付申請書

受付　第　　号
年　月　日

（宛先）奈良市長

住　所
使用者　団体名
氏名又は
代表者名
電話　（　）

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年　月　日・第　号
使用料納付年月日	年　月　日
使用料納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

□　奈良市音声館条例第９条本文の規定を適用し、還付しません。

□　奈良市音声館条例施行規則第12条第１項第　　号の規定を適用し、使用料　　円を還付します。

通知　第　　号
年　月　日

注意事項

1　太線内のみ記入してください。

2　使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

※　還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀　行 信用金庫 信用組合		本　店 支　店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

第９号様式（第12条関係）

奈良市音声（ねんじょう）館使用料還付決定通知書

住　　所

使用者　団 体 名

氏名又は
代表者名　　様

電話　　（　　）

使用承認の年月日及び承認番号	年　　月　　日・第　　号
使用料納付年月日	年　　月　　日
使用料納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

□　奈良市音声（ねんじょう）館条例第９条本文の規定を適用し、還付しません。

□　奈良市音声（ねんじょう）館条例施行規則第12条第１項第　　号の規定を適用し、使用料　　円を還付します。

奈良市音声（ねんじょう）館使用料の還付については、上記のとおり決定しました。

通知　第　　号
年　　月　　日

奈良市長　　印